

(11) 千葉県食品等の安全・安心の確保に関する基本指針

「千葉県 食品等の安全・安心の 確保に関する基本方針」を策定しました

近年、「食」を取り巻く状況が大きく変化する一方、食に関する諸問題が続発し、消費者のための食品等の安全・安心の確保に向けた取組が強く求められています。

千葉県では、平成18年に「千葉県食品等の安全・安心の確保に関する条例」を制定し、このたびはこの条例の規定により、生産から消費に至る総合的な施策を実施するための基本方針を策定しました。

基本的な考え方

すべての県民が健康で安全・安心な食生活を営むうえで、食品等の安全・安心の確保は、欠くことのできないものであり、重要な課題です。

食品等の安全・安心を確保するためには、生産から流通、消費に至るすべての過程において、県民の健康への悪影響を未然に防止する観点から、科学的知見に基づいて、総合的な対策を進める必要があります。

食品関連事業者や消費者、行政がそれぞれの立場を認識し、県民の健康の保護が最も重要であるという基本的認識の下、食品等の安全・安心の確保のため、一体となって取り組むことが重要です。



基本方針のポイント



○食品関連事業者、県の責務と消費者の役割を明確にしました。



○総合的な施策を推進するため、

- ①「安全で安心な食品」の生産と供給の促進
- ②生産から消費までの総合的な食品等の監視・指導、検査体制の充実
- ③消費者の安心・信頼の確保と関係者の相互理解の促進の3つの観点から施策の方向を定めました。



○関係者が一体となって取り組むために、情報や意見の交換を行うリスクコミュニケーションを促進することとしました。



詳細は、衛生指導課ホームページ (http://www.pref.chiba.lg.jp/syozoku/c_eisi/index.html) をご覧になるか、最寄の県内健康福祉センター(保健所)にお問合せください。

千葉県健康福祉部衛生指導課食品安全対策室
TEL 043-223-2626 FAX 043-227-2713

「食の安全・安全電子版」…皆様からの「食の安全・安心」に関する質問や相談等にお答えします。
http://www.pref.chiba.lg.jp/syozoku/c_eisi/date/densikan/densikan_top.html

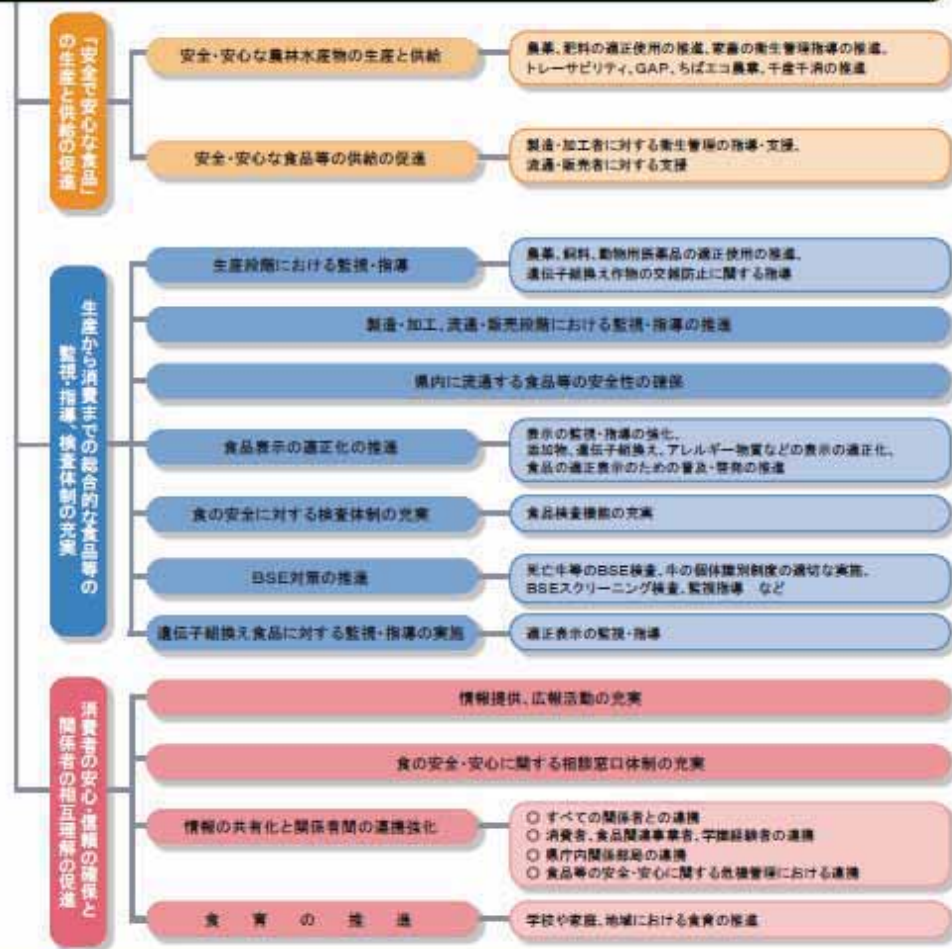
千葉県食品等の安全・安心の確保に関する基本方針の骨格

I 策定の趣旨

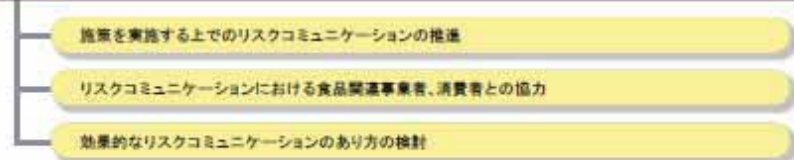
II 基本的な考え方

III 食品関連事業者、県の責務と消費者の役割

IV 施策の方向



V リスクコミュニケーションの促進



VI 基本方針をより効果的に実現するための体制